

商工中金のガバナンス

2026年 4 月

中小企業庁

商工中金改革の道筋（2023年商工中金法改正）

今後の完全民営化に向けた工程

- 政府保有株式全部売却後においても、商工中金法は残り、完全民営化の途上。将来的なプロセスは以下の通り。

施行から2年以内

○商中の事業の状況を検討

<改正商工中金法附則>

第十条 政府は、第二号**施行日から二年を経過する日までの間の適当な時期**において、**社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫の事業の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。**

将来的に
検討

施行後適当な時期

○危機対応業務の在り方

1. 指定金融機関に係る制度の運用状況
2. 危機対応業務の実施状況

○国の関与の在り方

1. 特別準備金を含む自己資本の状況
2. ビジネスモデルの確立状況

将来的に
検討

商工中金法を廃止するための措置を講ずることができると認めるとき

下記の規定等を廃止し、**完全民営化の実現**

○危機対応業務

- ・実施の責務、危機対応準備金

○国の関与の在り方

- ・一般監督権限、定款変更等の認可
- ・株主資格制限、特別準備金
- ・民業圧迫回避規定

2025年7月～
「**商工中金改革の状況検討会**」において、
検討開始。

(検討)

第十条 (略)

2 政府は、第二号施行日後適当な時期において、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第二項に規定する指定金融機関に係る制度の運用の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務（新金庫法第二十二条の三に規定する危機対応業務をいう。）の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、当該**危機対応業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。**

(この法律の廃止その他の必要な措置)

制定附則第二条 政府は、(略)株式会社商工組合中央金庫の**特別準備金を含む自己資本の充実の状況、(略)危機対応業務を含む事業の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、この法律を廃止するための措置を講ずることができると認めるときは、直ちに当該措置を講ずるとともに、株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。**

商工中金の監査等委員会

- 会社法の規定（※）に加えて、商工中金法において、**監査等委員である取締役の選解任**については、**主務大臣の認可事項**（第18条）となっている（公布日（2023年6月16日）から4年以内に届出に移行）。
- 監査等委員の**適格性**として、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者とされている（第19条）。

（※）会社法上の監査等委員会の主な役割

（権限）

- ✓ 会計監査人の解任権（340条1項、2項、5項、399条の2第3項）
- ✓ 取締役、会計監査人から報告を受ける権限（会社法357条1項、3項、397条1項、2項、4項）

（監査）

- ✓ 取締役の職務の執行の監査（399条の2第3項1号）
- ✓ 計算書類等の監査（436条2項）

（調査）

- ✓ 事業報告請求権、業務・財産状況調査権（399条の3第1項）
- ✓ 会計監査人に対する報告請求権（397条2項、4項）

（株主総会との関係）

- ✓ 株主総会への説明義務（314条）

（是正措置）

- ✓ 取締役の違法行為差止請求権（399条の6）
- ✓ 各種の訴提起権及び手続申立権（828条、831条）

【議論いただく際の論点】

- 取締役の職務の執行等について、適切に監督権限を果たしているか。
- 会計監査人と連携し、会計監査の適正性及び信頼性の確保に努めているか。
- 監査部等と連携し、所要の内部統制機能の実効性について、適切に監督しているか。
- 指名・報酬についても指名・報酬委員会と適切に連携して監督できているか。
- 委員会を支える事務局の体制は充足しているか。

(参考) 各機関における現行の政府関与について

- 政府保有株式の全部売却に伴い、新株発行時の大臣認可の廃止とともに、中小企業によるガバナンスを徹底する観点から代表取締役選定時の大臣認可も廃止（中小企業によるガバナンスが根付くまでの2年間を移行期間と設定）。
- 他方で、商工中金法を残し、特別準備金を維持することから、剰余金処分・定款変更時の大臣認可や一般監督権限は存置。

		農林中金	銀行	商工中金（改正前）	商工中金（改正後）
政府出資		0%（1959年全額償却）	—	46.5%	0%
主務大臣の認可事項	役員の選解任 （普通決議）	届出事項 （民営化の2年後に届出事項に改正） 違法行為時の解任命令	届出事項 違法行為時の解任命令	認可事項 （代表取締役、監査等委員） 違法行為時の解任命令	届出事項 （公布日から4年以内に届出に移行） 違法行為時の解任命令
	剰余金の処分 （普通決議）	—	届出事項	認可事項	認可事項 自社株買いを行い、消却する場合も認可の対象
	定款の変更 （特別決議）	認可事項	届出事項	認可事項	認可事項
	新株の発行 （特別決議）	—	届出事項	認可事項	届出事項
	資本金額の減少 （特別決議）	認可事項	認可事項	認可事項	認可事項
	解散（特別決議）	認可事項	認可事項	認可事項	認可事項
一般監督権		有 （農水大臣、内閣総理大臣）	—	有 （経産大臣、財務大臣）	有 （経産大臣、財務大臣）
報告徴収/業務改善命令		有	有	有	有
株主資格制限		有（会員資格は農協等に限定）	—	有（政府・中小企業組合等）	有（政府は削除）

(参考) 検討会における評価の視点

長期的な視点で、

- 中小企業政策と連携した新たなビジネスモデルが構築されているか（政策軸）
- 自己株式取得後の自己資本比率等の状況（※）も踏まえ、ビジネスとして財務上持続可能なモデルとなっているか（財務軸）。（※）商工中金は、自己株式取得により一時的にCET1比率が低下したが、3年程度で10%まで回復することを目標とする
- 新たなビジネスモデルを実行するための組織力（体制・能力等）、ガバナンス機能の強化に向けた取組は十分か。

⑤ガバナンス

- 「真の中小企業による」金融機関としてのガバナンスが機能しているか
- 「中小企業のための」経営を行うことを担保する牽制機能が十分働いているか

①ビジネスモデルの確立状況（政策軸）

- 改正法により広がった業務範囲を踏まえ、中長期的なニーズに応え、将来予見される産業構造の転換を踏まえたソリューションを提供する業務を主軸として据えているか

②収益源の多様化・安定化（財務軸）

- 産業構造が大きく転換していく中、中小企業に寄り添い、中長期的に持続可能な財務基盤を構築できているか
- 将来的な商工中金の自主的な判断に基づく特別準備金の国庫納付に向けた利益剰余金等の状況

③組織力

- ①②を遂行・実現するための組織力は十分備わっているか
- 本業である中小企業金融の円滑化に資する人材や、ソリューションを提供する専門人材の確保・育成
- 事業性を十分に踏まえた支援を可能とする営業拠点体制

④地域金融機関との連携

- 地域金融機関との連携は十分に進展しているか。
- 適正な競争関係を確保できているか
- 中小企業の経営課題に対するソリューション提供において、地域金融機関と適切な協力ができているか

⑥既存ビジネス、収益構造の現状と将来見通し

- 取引先への金融支援を含めた既存ビジネスの状況や資金収益等の構造などの現状
- それらについてどのような将来見通しを持っているか

今後のスケジュール（案）

第1回：2025年7月7日 自由討議

第2回：2026年1月29日 中間決算の状況、長期実行戦略、地域金融機関との連携

第3回： 4月7日 ガバナンスの状況、監査等委員会等からのヒアリング

第4回： 6月 2025年度の事業の状況検証、長期戦略を実行するための組織体制

第5回： 12月 中間決算の状況、検証の方向性・骨子

第6回：2027年2月 検証結果報告書とりまとめ

→ 3月 中小企業政策審議会金融小委員会への報告